

2019年9月吉日

受益者の皆さまへ

株式会社りそな銀行

実績配当型金銭信託【信託のチカラ】りそな日本国債オープン
信託約款変更のお知らせ

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、実績配当型金銭信託【信託のチカラ】りそな日本国債オープンにつきまして、2019年7月31日付金融庁長官認可に基づき、2019年9月24日(火)より、下記の通り、信託約款を変更いたします。この信託約款の変更につきましては、2019年8月20日(火)付日本経済新聞に掲載する方法で公告しておりますが、本書面にて、受益者の皆さまにお知らせいたします。今後とも、より一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

実績配当型金銭信託【信託のチカラ】りそな日本国債オープン 信託約款

(変更部分に下線を付しています。また、わかりやすさのため、変更部分が含まれていない条項を含めています。)

第15条(信託報酬)

変更前	変更後
(1) 信託報酬は、計算期間を通じて毎日、純資産総額に対して、次項で定める信託報酬率を乗じて得た額とします。 (2) 前項の信託報酬率は、計算期間毎に定めるものとし、各計算期間における信託報酬率は、直前の計算期間の計算期日において日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて、以下の率とします。ただし、初回の計算期間については、①当社が平成24年12月26日以前に委託者から信託金を受入れた場合は、平成24年12月26日において日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り	(1) 信託報酬は、計算期間を通じて毎日、純資産総額に対して、次項で定める信託報酬率を乗じて得た額とします。 (2) 前項の信託報酬率は、計算期間毎に定めるものとし、各計算期間における信託報酬率は、直前の計算期間の計算期日において日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて、以下の率とします。ただし、初回の計算期間については、 <u>他の合同運用対象信託に適用される信託報酬率とします。</u>

<u>(終値)に応じて定められる以下の率とし、②当社が平成 24 年 12 月 26 日経過後に信託金を受入れた場合は他の合同運用対象信託に適用される信託報酬率とします。</u>		
(新発 10 年固定利率国債の利回り) (信託報酬率)		(新発 10 年固定利率国債の利回り) (信託報酬率)
<u>2%未満の場合</u>	<u>年 10,000 分の 50</u>	<u>1%未満の場合</u> 年 10,000 分の 40
2%以上 3%未満の場合	年 10,000 分の 60	<u>1%以上 2%未満の場合</u> 年 10,000 分の 50
3%以上 4%未満の場合	年 10,000 分の 70	2%以上 3%未満の場合 年 10,000 分の 60
4%以上 5%未満の場合	年 10,000 分の 80	3%以上 4%未満の場合 年 10,000 分の 70
5%以上	年 10,000 分の 90	4%以上 5%未満の場合 年 10,000 分の 80
		5%以上 年 10,000 分の 90

なお、上記の約款変更の効力が 2019 年 6 月 26 日から 2019 年 12 月 25 日までの計算期間の期中に生じることに伴い、変更後の約款第 15 条第 2 項の定めにかかわらず、当該計算期間のうち同年 6 月 26 日から同年 9 月 23 日までの期間における信託報酬率は、直前の計算期間の計算期日において日本相互証券株式会社が発表する新発 10 年固定利付国債の利回り (終値) に応じた変更前の信託報酬率 (年 10,000 分の 50) とし、当該計算期間のうち 2019 年 9 月 24 日から同年 12 月 25 日までの期間については、同年 9 月 24 日において日本相互証券株式会社が発表する新発 10 年固定利付国債の利回り (終値) に応じた変更後の信託報酬率といたします。

第 26 条 (信託約款の変更)

変更前	変更後
(2) 当社が金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更の内容および変更について異議ある委託者または受益者は一定期間内にその異議を述べるべき旨の公告をすることとします。	(2) 当社が金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更の内容および変更について異議ある委託者または受益者は一定期間内にその異議を述べるべき旨の公告をすることとします。
(3) [略]	(3) [略]
(4) 第 2 項の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する方法により行います。</u>	(4) 第 2 項の公告は、 <u>電子公告で行うものとします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。</u>

以上